

八十二長野クイックカード＜法人用＞規定

1. (カードの利用)

八十二長野クイックカード＜法人用＞（以下「カード」という。）は次の取引に利用することができます。

- (1) 当行の自動預金入金支払機（以下「預金機」という。）を使用して預金に預入れる場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務ならびに他行カード振込業務を提携した金融機関（以下「提携銀行」という。）の現金自動支払機（自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という。）を利用して預金を払戻す場合。
- (3) 当行所定の預金機を使用して、預金の払戻金額を他の預金等に振替える場合。
- (4) 当行および提携銀行所定の振込機能付自動預金入金支払機（以下「振込機」という。）を使用して、預金の払戻金額を振込む場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機にカード（または通帳）および現金を挿入して操作してください。
- (2) 預金機による紙幣の預入れは、1 千円、2 千円、5 千円、1 万円の 4 種類に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカード（または通帳）を挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合、1 回あたりの払戻しは、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合、1 回当たりの払戻しはその提携銀行が定めた金額の範囲内とし、1 日あたりの払戻しは、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 支払機により払戻す場合に、払戻金額と第 6 条第 1 項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは払戻すことができません。

4. (預金機による振替え)

- (1) 預金機を使用して払戻金額を他の預金等に振替える（以下「振替え」という。）ときは、預金機にカードおよび振替先口座の通帳を挿入し届出の暗証と振替金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預金機により振替えるとき、1 回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。

5. (振込機による振込み)

- (1) 振込機を使用して払戻金額を振込む（以下「振込み」という。）ときは振込機にカードを挿入し、届出の暗証と振込金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 振込機により振込むとき、1回あたりの振込金額は当行が定めた範囲内とします。
- (3) 振込機により振込む場合に、払戻金額と第6条第2項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは振込むことができません。

6. (手数料)

- (1) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。
この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。
- (2) 提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合および提携銀行の振込機を使用して預金の払戻金額を振込む場合に、提携銀行が所定の手数料を定めているときは、提携銀行に対し手数料を支払ってください。
この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落しのうえ、当行から提携銀行に支払います。
- (3) 振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。この振込手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしでカード利用口座から自動的に引落します。
- (4) カードの発行および紛失、破損等による再発行の際は、当行所定の手数料を支払ってください。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカード（または通帳）により預金を預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で預金を払戻したうえ、窓口で当行所定の手続きにより振替えまたは振込みを行ってください。
- (4) 第2項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に名称および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振替えまたは振込みのため払戻した金額を含む）および手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機で使用されたときまたは当行本支店の窓口に出されたときに行います。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったときまたは名称、暗証その他の届出事項に変更があったときは直ちに代表者から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 当行にカードが拾得物として届出があった場合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じるとともに、カードの裁断処分を行いますので当行所定の手続きにより再発行をお願いします。

10. (暗証照合等)

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、当行の支払機（または預金機・振込機）の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。なお、提携銀行の支払機により払戻した場合、当行および提携銀行の責任についても同様とします。
- (2) 当行の窓口においてカードを確認し、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前項と同様とします。なお、カードの暗証は当行所定のサービスにおいて使用することがあります。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機・振込機を使用した場合の提携銀行についても同様とします。

12. (解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

13. (譲渡、質入等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することができません。

1 4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。普通預金規定、振込明細帳利用規定、振込規定。

1 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上